自然災害発生時における業務継続計画

小平町指定居宅介護支援事業所

作成日　令和６年３月
改訂日　令和７年７月

１.総論

（１） 目的

本計画は、自然災害が発生した場合においても、利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、当事業所が実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を円滑に実行できるように、平時から準備すべき事項を定めるものである。

（２） 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 人命の保護を最優先する。
利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とする。

② 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

③ 平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行い、災害発生時には優先順位の高い利用者から安否確認を行うなど、必要な支援を行う。

（３） 推進体制

平常時の災害対策として、継続的かつ効果的に取り組みを進めるために推進体制を以下のとおりとする。

担当者名・部署名	業務内容
保健福祉課長	・災害対策を統括する
管理者・介護支援専門員	・小平町災害対策本部保健福祉対策部としての業務 ・災害に関する情報収集 ・利用者、家族への連絡 ・関係機関への連絡、連携 ・業務継続計画の見直し、職員の研修や訓練の計画・実施

（４） リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

別紙　小平町防災マップを参照する。

ハザードマップは見直しが行われるため、定期的に確認し、常に最新のものを備えておく。

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

<u>交通被害</u>

道路：国道や主要道路の不通、交通規制が考えられる。

橋梁：橋梁の損傷、津波等による不通が考えられる。

公共交通機関：運休が考えられ、利用者の通院等に支障が出る。また食品の流通が困難になることが考えられる。

ライフライン

上水：断水。

下水：排水が困難になる場合が考えられる。

電気：冬期間の停電の場合は暖房の使用ができず、利用者の体調面に不安がある。

ガス：震度５相当以上の地震や大きな振動でガスメーターが自動的に遮断する。

通信：停電の場合、固定電話の一部・携帯電話が使用できなくなる。

【自施設で想定される影響】

・交通障害により、職員が出勤できなくなるおそれがある。

・停電によりパソコン等の使用ができず、業務に支障が出る場合がある。

・通信障害により利用者や関係機関への連絡が取りにくくなることが考えられる。

（５） 優先業務の選定

① 優先する事業

＜優先する事業＞

（１）災害対策本部保健福祉対策部の掌握業務による。

（２）優先順位の高い利用者から安否確認を行う。必要に応じ、緊急対応・災害時対応を実施する。（様式９　災害時利用者一覧をもとに）

＜当座停止する事業＞

（１）通常業務ができる状態になるまでは、通常のケアマネジメントは休止する。

（２）新規相談があった場合には相談内容や状況に応じて実施する。

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

（６） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

（１）外部ＢＣＰ研修

・回数：年１回程度

・方法；外部のｅラーニング等、オンライン講習を受講する。

（２）訓練（シミュレーション）の実施

・時期：９月頃、年１回

・担当：管理者

・方法：発災時のシミュレーション訓練。ＢＣＰ計画に基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

＊訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

（７） ＢＣＰの検証・見直し

・ＢＣＰに関連した最新の動向を把握し、計画の検証・見直しを行う。

・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点について計画を見直す。

・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策を計画に反映させる。

＊継続してＰＤＣＡサイクルが機能するよう記載する。

2.平常時からの備え

（１） 建物・設備の安全対策

① 職員が常駐する場所の対策

・事務所や共有スペースなど、職員や利用者などが利用するスペースでは設備や什器類に転倒、転落、破損等の防止措置を講じる。

・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

・消火器等の設備点検、及び格納場所の確認を行う。

② 風水害等対策

・浸水による危険性がないか定期的に確認する。

・外壁にひび割れ、欠損、ふくらみはないか等、施設の状況を定期的に確認する。

・避難経路に、避難の妨げになるようなものがないか確認しておく。

（２） 電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を検討する。

稼働させるべき設備	対応策	自家発電機または代替策
情報機器：電話、パソコン、テレビ、インターネットなど	電話連絡の際は、受信側の機器によっては通話は可能。携帯電話が使用できれば、職員所有の携帯電話が連絡手段となる。	発電機 ・ポータブル発電機（ガソリン使用） ・乾電池の使用
照明器具、暖房器具	照明器具は使用できなくなるため、懐中電灯等を使用する。 暖房器具はボイラーが使用できなくなるため、冬期間は服装や毛布、使い捨てカイロで対応する。	

（３） 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

・飲料水用のペットボトルなどは防災資材庫に保管されているが、自分の飲料水は自分で準備しておく。飲料水の備蓄では、消費期限までに新しいものと入れ替えておく。

尚、一般成人が一日に必要とする飲料水は 1.5～3.0 リットル程度である。

② 生活用水

・生活用水の多くは「トイレ」「食事」で利用される。「トイレ」であれば簡易トイレの使用、「食事」であれば紙皿・紙コップなどを使用する、

（４）通信が麻痺した場合の対策

・被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性がある。

・携帯電話が使用できる状態であれば、利用者や利用者家族、関係機関、職員間の連絡手段として職員所有の携帯電話を利用し、ＳＮＳや携帯メールで連絡を取り合う。

・役場に災害時優先電話、企画振興課に衛星電話が設置されている。

（５） システムが停止した場合の対策

・停電の場合はシステムやサーバーは使用できなくなる。ＢＣＰや整備した緊急連絡網は重要書類として保管しておき、手書きによる事務処理もできるようにしておく。

・浸水が想定される場合は、ＰＣ、重要書類などは浸水の恐れのない場所に移動するなどし、データ類の喪失に備える。

・ＰＣ、サーバーのバックアップは定期的に取っておく。

（６） 衛生面（トイレ等）の対策

・被災時は、汚水・下水が流せなくなるおそれがある。利用者のトイレ対策については簡易トイレやオムツ等の使用を検討する。職員のトイレ対策についても簡易トイレや仮設トイレの設置を検討する。

・汚物等はビニール袋等に入れて密閉し、屋外の車庫や人の出入りのない空間で保管する

（７） 必需品の備蓄

・被災時に必要な備品は計画的に備蓄し、被災後３日間以上は業務継続できるように備えておく。

3.緊急時の対応

（１）ＢＣＰ発動基準

①地震・津波による発動基準

・小平町周辺において、震度５弱以上の地震が発生した場合。

・北海道日本海沿岸北部に「大津波警報」または「津波警報」が発表された場合。

②風水害による発動基準

・多くの住家または人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合。

・特別警報が発表された場合。

（２） 行動基準

・発災時の個人の行動基準については、小平町防災計画 応急対策の初動体制に沿って行動する。

・統括責任者である保健福祉課長が不在の場合は、保健福祉課長補佐、保健福祉課長補佐が不在の場合は地域包括支援センター長を統括責任者の代替者とする。

（３）対応体制

・小平町防災計画　小平町災害対策本部組織図参照。

・復旧後に活動を振り返るため、活動記録を取るようにする。

（４）安否確認

①利用者

・安否確認シートは印刷して準備しておき、速やかに利用者の安否確認を行う。

・安否確認後は統括責任者へ報告する。

②職員

・勤務中に被災した場合、職員の安否は、利用者の安否確認と合わせて統括責任者へ報告する。

・自宅等で被災した場合は電話、携帯メール、災害用伝言ダイヤルで自分の安否情報を報告する。

・報告する事項としては、自身・家族の安否、出勤可否について確認する。

（５）職員の参集基準

・小平町防災計画 動員計画に沿って行動する。

・自宅が被災した場合、自身または家族が負傷し治療等が必要な場合には統括責任者へ報告する。

（６） 重要業務の継続

・災害対策本部保健福祉対策部の掌握業務を重要業務とする。

・利用者の安否確認を速やかに行い、利用者の生命・健康を維持するために必要な最低限のサービスを提供し続けられるよう、関係機関と連携する。

4.他施設との連携

（１） 連携体制の構築

① 連携先との協議

・平常時から他事業所や他施設との協力関係を構築しておく。

・他事業所、医療機関の災害時の対応について確認しておく。

② 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位、地域のネットワークとの協力関係を日ごろから構築しておく。

（２） 連携対応

① 事前準備

・他事業所や医療機関の業務の再開や受け入れ態勢等について確認しておく。

② 利用者情報の整理

・避難所や避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報をまとめておき、いつでも使用できるように印刷して準備しておく。

③ 共同訓練

・地域で定期的に行われている訓練に参加し、対応力を高める。

5.地域との連携

（１）福祉避難所の運営

① 福祉避難所開設の事前準備

・小平町災害策本部保健福祉対策部都として、避難所の設置・運営の業務を担うことになる。受け入れにあたっては支援人材の確保が重要であり、職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

・受け入れに必要な備品類を洗い出し、整備する。

・避難所内での感染症対策について検討しておく。

＊参考資料　小平町防災計画　「小平町災害対策本部組織図」「災害対策本部の掌握業務」「組織計画」
小平町津波避難計画　「津波発生時の応急対策」

≪更新履歴≫

日付	更新内容
2024 年 3 月	新規作成
2025 年 7 月	改訂 ・2. 平常時からの備え（１）②「水害対策」を「風水害等対策」に修正 ・3. 緊急時の対応　（１）①「地震による発動基準」を「地震・津波による発動基準」、②「水害による発動基準」を「風水害による発動基準」に修正

①居宅介護支援サービス固有事項

（１）平時からの対応

・災害発生時に優先的に安否確認が必要な利用者について、災害時利用者一覧表を作成し、利用者の情報がわかるようにしておく。

・緊急連絡先は複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話等）を記入する。

・災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、居宅サービス事業所と事前に検討、調整する。

・避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対してお薬手帳の持参を指導する。

（２）災害が予想される場合の対応

・訪問サービスや通所サービスについて、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。そのうえで、必要に応じてサービス利用の前倒し等も検討する。

（３）災害発生時の対応

・災害発生時は可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

・通所・訪問サービスについて、利用者が利用している事業所がサービス提供を長期間休止する場合は必要時に他事業所の通所サービスや訪問サービス等への変更を検討する。

・避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて必要なサービスが提供されるよう調整する。

・災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

＊参考資料　災害対策マニュアル【第 4 版】（令和元年 12 月 1 日）（(一社) 日本介護支援専門員協会）

http://www.jcma.or.jp/?p=21089